

海域の窒素・りん暫定排水基準

平成 5 年、水質汚濁防止法施行令等が改正され、海域の窒素・りん排水基準が設定された。その際、国が定める一律排水基準のうち、一般排水基準（窒素：120(60)mg/l、りん：16(8)mg/l）に直ちに対応することが困難と考えられた業種等について、5 年間適用される暫定排水基準が設定された。その後 2 回、業種、基準値の見直しが行われ、現在、暫定排水基準は下表のとおりとなっている。

1 窒素

(濃度 mg/l)

業 種 名	基準値
天然ガス鉱業	160(150)
畜産農業	190(150)
酸化銀製造業	240(210)
酸化コバルト製造業	900(750)
黄鉛顔料製造業	1300(950)
バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る）	6000(5000)

2 りん

(濃度 mg/l)

業 種 名	基準値
畜産農業	30(24)
燐化合物製造業（縮合燐酸塩製造工程を有するものに限る）	40(10)